

ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人土佐香美福祉会

特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘

ユニット型指定短期入所生活介護重要事項説明書

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者 法人名	社会福祉法人 土佐香美福祉会
事業者 所在地	高知県香美市土佐山田町550番2
法人代表者名	理事長 楠目 隆
施設名	特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘
所在地	高知県安芸郡芸西村西分乙297番地
管理者	施設長 有澤 喜康
電話番号	0887-32-2110
FAX番号	0887-32-2116
メールアドレス	yojuso@orion.ocn.ne.jp
事業者指定番号	高知県知事指定第3972000289号

2. 設備の概要

居室・設備の種類	内 容									1 室 当たり 面積	備 考
	ユニット数 (8ユニット) ユニット入居定員 10名 (定員80名) ショートステイ定員 8名 (合計88名)										
	1階				2階				合計		
	和食フロア		西分フロア		馬ノ上フロア		琴ヶ浜フロア				
	一丁目	二丁目	一丁目	二丁目	一丁目	二丁目	一丁目	二丁目			
ユニット型個室	10室	10室	10室	10室	12室	12室	12室	12室	88室	14.27㎡ ～ 15.62㎡	短期入所 8室含む
食 堂	1室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	8室	46.08㎡ ～ 46.67㎡	共同生活ス ペース含む
浴 室	1 特殊 浴槽	1 リフト 浴槽	1 リフト 浴槽	1 個別 浴槽	1 リフト 浴槽	1 一 般 浴槽	1 リフト 浴槽	1 個 別 浴槽	8室	5.72㎡ ～ 16.38㎡	
トイレ (入居者用)	4	4	4	4	5	5	5	5	36箇所	2.43㎡ ～ 5.42㎡	
医務室・診察室	1									8.44㎡ ～ 12.86㎡	
洗濯室	9 ※全ユニット1ヶ所設置									全体洗濯室含む	

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

※令和6年3月1日現在

職 種		常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者（施設長）		1名		施設の業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
医師(嘱託医)			(2名)	診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
生活相談員		1名以上		利用者及び家族からの入居等に関する調整・相談に応じ助言を行います。
管理栄養士		1名		栄養状態・嗜好を考慮した食事を提供し、栄養ケア計画・管理を行います。
介護支援専門員		1名以上		個別ニーズに応じた施設計画サービス（ケアプラン）を立案・実施します。
機能訓練指導員		1名		個別に応じたリハビリ計画を立案・実施します。
事務職員		1名以上		施設運営に関する事務を行います。
介 護 職 員 等	看護職員	3名 以上		健康管理及び療養上の援助を行い、日常生活上の看護及び介護を行います。
	介護福祉士	27名 以上		健康保持のための援助を行い、心身の状況に応じた適切な介護を行います。
	介護士			
	現業員	1名 以上		洗濯業務・清掃業務を行います。
合 計		37名 以上	(2名)	

(2) 主な職種の勤務時間

職 種	勤 務 体 制
医 師 (内 科)	毎週 月・木曜日 13:30～14:30 (深谷内科)
(皮膚科)	毎月1回 木曜日 13:30～14:30 (安芸病院)
(精神科)	毎月第2・4 月曜日 14:00～15:00 (芸西病院)
生 活 相 談 員	早出 6:00～17:00 (6区分)
介 護 支 援 専 門 員	日勤 8:30～18:30 (3区分)
	遅出 10:00～22:00 (7区分)
機 能 訓 練 指 導 員	早出半日 6:00～12:00 (4区分)
	午前半日 8:30～15:30 (7区分)
管 理 栄 養 士	午後半日 12:00～18:30 (6区分)
	遅出半日 15:00～22:00 (7区分)
事 務 職 員	夜勤 17:00～10:00
	22:00～7:00 (2区分)
看 護 職 員	※上記の勤務時間のうち、利用者に合わせた勤務を組みます。
介 護 職 員	※生活相談員・介護支援専門員・機能訓練指導員・管理栄養士・事務職員につきましては、土曜日は交代制で対応します。(日曜日は公休日)
	※看護職員につきましては、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）を整えております。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①職場内研修 (階層研修・部署別研修)
- ②施設内総合研修 (月1回以上)
- ③施設外研修 (外部研修・他施設見学等)

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

サービスの内容

種類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none">・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(米飯・パン食など選択することができます。)・ 食事はできるだけ離床して共同生活室でとっていただけるよう、家庭に近い環境作りを心掛け、利用者の生活習慣を尊重した食事場所・食事時間が提供できるように配慮します。・ (基本食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～
排 泄	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な支援を行います。・ おむつを使用せざるを得ない利用者につきましては、排泄の自立を図りつつ、心身の状況に応じて適切な交換を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none">・ 年間を通じて最低、週2回以上の入浴を行います。 また、利用者の意向及び心身の状況に応じて適切な方法により、個浴・シャワー浴及び清拭を行います。・ 寝たきりの方でも、快適に入浴が行えるよう、特殊浴槽を使用し入浴することができます。
生 活 リハビリ	<ul style="list-style-type: none">・ 機能訓練指導員を中心に、看護職員・介護職員等により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は低下を防止するための生活リハビリを実施します。
褥瘡予防	<ul style="list-style-type: none">・ 褥瘡が発生しないように、利用者の身体状況に応じて看護職員・介護職員により適切な介護を行います。・ 寝たきりの方に対して、適切な体位変換及び必要に応じて適切なマット等を使用した予防に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・ 医師や看護職員及び介護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 寝たきり防止のため、できる限り離床して過ごせるよう配慮します。・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えや毎食後の口腔ケアを行うよう配慮します。・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

サービス利用料金 I

①介護保険給付対象サービス (介護保険負担割合証 1割負担)

- ・介護保険給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	ユニット型指定短期入所生活 介護サービス費 (1割: 個室)	704円	772円	847円	918円	987円	
	加算	機能訓練体制加算	12円				
		サービス提供体制強化加算 I	22円				
		夜勤職員配置加算 II	18円				
		送迎 (片道) 加算	184円 (※該当者のみ)				
	合計	756円	824円	899円	970円	1,039円	
	介護職員等処遇改善加算 (I)	14.0%					
	介護保険自己負担合計	862円	939円	1,025円	1,106円	1,184円	
自己負担	食事負担	第1段階	300円				
		第2段階	600円				
		第3段階①	1,000円				
		第3段階②	1,300円				
		第4段階	1,445円				
	おやつ代	100円					
	滞在費 (ユニット型個室)	第1段階	880円				
		第2段階	880円				
		第3段階①	1,370円				
		第3段階②	1,370円				
第4段階		2,066円					
一日合計金額	(ユニット型個室: 第1段階)	2,142円	2,219円	2,305円	2,386円	2,464円	
	(ユニット型個室: 第2段階)	2,442円	2,519円	2,605円	2,686円	2,764円	
	(ユニット型個室: 第3段階①)	3,332円	3,409円	3,495円	3,576円	3,654円	
	(ユニット型個室: 第3段階②)	3,632円	3,709円	3,795円	3,876円	3,954円	
	(ユニット型個室: 第4段階)	4,473円	4,550円	4,636円	4,717円	4,795円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額 (朝食: 395円・昼食: 525円・夕食: 525円) となります。
ただし、「介護保険負担限度額認定証」を受けられている方で、1日当たりの合計金額が負担限度額を超える場合は、補足給付の対象となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道184円が利用者負担額に加算となります。(送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市)

サービス利用料金 I

②介護保険給付対象サービス (介護保険負担割合証 2割負担)

・介護保険給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	ユニット型指定短期入所生活 介護サービス費 (1割: 個室)	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円	
	加算	機能訓練体制加算	24円				
		サービス提供体制強化加算 I	44円				
		夜勤職員配置加算 II	36円				
		送迎 (片道) 加算	368円 (※該当者のみ)				
	合 計		1,512円	1,648円	1,798円	1,940円	2,078円
	介護職員等処遇改善加算 (I)		14.0%				
	介護保険自己負担合計		1,724円	1,878円	2,050円	2,212円	2,368円
	食事負担		1,445円				
	おやつ代		100円				
滞在費 (ユニット型個室)		2,066円					
一日合計金額	(ユニット型個室: 第4段階)	5,335円	5,489円	5,661円	5,823円	5,979円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額 (朝食: 395円・昼食: 525円・夕食: 525円) となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道 368円が利用者負担額に加算となります。(送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市)

サービス利用料金 I

③介護保険給付対象サービス (介護保険負担割合証 3割負担)

- ・介護保険給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	ユニット型指定短期入所生活介護サービス費 (1割:個室)	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円	
	加算	機能訓練体制加算					36円
		サービス提供体制強化加算 I					66円
		夜勤職員配置加算 II					54円
		送迎 (片道) 加算					552円 (※該当者のみ)
	合 計		2,268円	2,472円	2,697円	2,910円	3,117円
	介護職員等処遇改善加算 (I)		14.0%				
	介護保険自己負担合計		2,586円	2,817円	3,075円	3,318円	3,552円
	食事負担		1,445円				
	おやつ代		100円				
滞在費(ユニット型個室)		2,066円					
一日合計額	(ユニット型個室:第4段階)	6,197円	6,428円	6,686円	6,929円	7,163円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額 (朝食:395円・昼食:525円・夕食:525円) となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道368円が利用者負担額に加算となります。(送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市)

サービス利用料金Ⅱ

①介護予防給付対象サービス (介護保険負担割合証 1割負担)

- ・介護予防給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要支援		要支援 1	要支援 2	
介護報酬	ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1割：個室)	529円	656円	
	加算	機能訓練体制加算	12円	
		サービス提供体制強化加算 I	22円	
		送迎 (片道) 加算	184円 ※ (該当者のみ)	
	合 計		563円	690円
	介護職員等処遇改善加算 (I)		14.0%	
	介護保険自己負担合計		642円	787円
自己負担	食事負担	第1段階	300円	
		第2段階	600円	
		第3段階①	1,000円	
		第3段階②	1,300円	
		第4段階	1,455円	
	おやつ代	100円		
	滞在費 (ユニット型個室)	第1段階	880円	
		第2段階	880円	
		第3段階①	1,370円	
		第3段階②	1,370円	
第4段階		2,066円		
一日合計金額	(ユニット型個室：第1段階)	1,922円	2,067円	
	(ユニット型個室：第2段階)	2,222円	2,367円	
	(ユニット型個室：第3段階) ①	3,112円	3,257円	
	(ユニット型個室：第3段階) ②	3,412円	3,557円	
	(ユニット型個室：第4段階)	4,253円	4,398円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額 (朝食：384円・昼食：504円・夕食：504円) となります。
ただし、「介護保険負担限度額認定証」を受けられている方で、1日当たりの合計金額が負担限度額を超える場合は、補足給付の対象となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道184円が利用者負担額に加算となります。(送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市)

サービス利用料金Ⅱ

②介護予防給付対象サービス (介護保険負担割合証 2割負担)

・介護予防給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要支援		要支援1	要支援2	
介護報酬	ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1割:個室)	1,058円	1,312円	
	加算	機能訓練体制加算	24円	
		サービス提供体制強化加算Ⅰ	44円	
		送迎(片道)加算	368円 ※(該当者のみ)	
	合計		1,126円	1,380円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		14.0%	
	介護保険自己負担合計		1,284円	1,574円
	食事負担		1,445円	
	おやつ代		100円	
	滞在費(ユニット型個室)		2,066円	
一日合計金額	(ユニット型個室:第4段階)	4,895円	5,185円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額(朝食:395円・昼食:525円・夕食:525円)となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道368円が利用者負担額に加算となります。(送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市)

サービス利用料金Ⅱ

③介護予防給付対象サービス（介護保険負担割合証 3割負担）

- ・介護予防給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要支援		要支援1	要支援2	
介護報酬	ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1割：個室）	1,587円	1,968円	
	加算	機能訓練体制加算	36円	
		サービス提供体制強化加算Ⅰ	66円	
		送迎（片道）加算	552円 ※（該当者のみ）	
	合 計		1,689円	2,070円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		14.0%	
	介護保険自己負担合計		1,926円	2,361円
	食事負担		1,445円	
	おやつ代		100円	
	滞在費（ユニット型個室）		2,066円	
一日合計金額	（ユニット型個室：第4段階）	5,537円	5,972円	

※厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※1食あたりの食費基準費用額（朝食：395円・昼食：525円・夕食：525円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道368円が利用者負担額に加算となります。（送迎サービス提供地域は、芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市）

※長期ご利用について

- ・短期入所生活介護の長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設利用と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単価と均等を図ることとなっています。

短期入所生活介護 長期利用者減算（31日～60日）：介護度別基本単価より30単位減算
（61日以降）：施設入所の報酬単価と同等

以上の算定対象は、連続して30日又は60日を超えて同一の短期入所生活介護を利用する利用者

- ・介護予防短期入所生活介護（31日～60日）

要支援1：ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の100分の75に相当する単位数

要支援2：ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の100分の93に相当する単位数

以上の算定対象は、連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護を利用する利用者

短期入所生活介護事業所 加算の内容及び趣旨

加算名称（金額）	内容及び趣旨
併設型ユニット型 短期入所生活介護費Ⅰ (529円～987円/日)	短期入所生活介護がユニットに属する居室の利用者に対して行われる場合に算定される費用となります。
機能訓練体制加算 (12円/日)	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者を1名以上配置している場合に算定される費用となります。
サービス提供体制 強化加算Ⅰ (22円/日)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上で、定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。
夜勤職員配置加算Ⅱ (18円/日)	ユニット型施設で、夜勤を行う職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定される費用となります。
送迎加算 (184円/片道)	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行った場合に算定される費用となります。
看護体制加算Ⅰロ (4円/日)	併設施設が入居定員51人以上の施設で、常勤の看護師を1名以上配置し、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない施設の空床をショートステイとして利用した場合に算定される費用となります。
看護体制加算Ⅱロ (8円/日)	併設施設が入居定員51人以上施設で、看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が25またはその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定基準第2条第1項第3号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること、また定員超過利用・人員基準欠如に該当していない施設の空床ショートステイとして利用した場合に算定される費用となります。
介護職員 処遇改善加算Ⅰ (8.3%) 令和6年5月末迄	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを満たしていること。処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。新たな定量的要件（職場環境等要件）を満たしていること。
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ (2.7%) 令和6年5月末迄	処遇改善加算のⅠからⅢのいずれかを取得していること。処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分について、1つ以上の取り組みを行っていること。処遇改善の取り組みについて、「見える化」を行っていること。サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいずれかを取得していること。
介護職員等ベースア ップ等支援加算 (1.6%) 令和6年5月末迄	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ (14.0%) 令和6年6月以降	キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件の全てを満たしていること。

※加算名称下の金額は1割負担の金額を記載しているため、介護保険負担割合証2割負担、3割負担の方は上記の2倍、3倍の金額となります。

介護報酬加算額内訳の中で、該当者もしくは事業所が該当する事由が発生した場合、下記の基準によって加算となります。従って加算額によってサービス負担額(1割分)も変動します。

		1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算Ⅰ	(1日につき)	4円	8円	12円
看護体制加算Ⅱ	(1日につき)	8円	16円	24円
看護体制加算Ⅲイ	(1日につき)	12円	24円	36円
看護体制加算Ⅳイ	(1日につき)	23円	46円	69円
個別機能訓練加算	(1日につき)	56円	112円	168円
生活機能向上連携加算	(1ヵ月につき)	200円	400円	600円
※個別機能訓練加算を算定している場合	(1ヵ月につき)	100円	200円	300円
医療連携強化加算	(1日につき)	58円	116円	174円
認知症専門ケア加算Ⅰ	(1日につき)	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ	(1日につき)	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入居日から7日を算定の限度)	(1日につき)	200円	400円	600円
緊急短期入所受入加算(7日間を限度)	(1日につき)	90円	180円	270円
若年性認知症入所者受入加算	(1日につき)	120円	240円	360円
在宅中重度者受入加算				
・看護体制加算Ⅰを算定している場合	(1日につき)	421円	842円	1,263円
・看護体制加算Ⅱを算定している場合	(1日につき)	417円	834円	1,251円
・看護体制加算Ⅰ・Ⅱをいずれも算定している場合	(1日につき)	413円	826円	1,239円
・看護体制加算を算定していない場合	(1日につき)	425円	850円	1,275円
通院等乗降介助	(片道につき)	99円	198円	297円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	(1日につき)	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1日につき)	6円	12円	18円
夜勤職員配置加算Ⅳ	(1日につき)	20円	40円	60円

③介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスを利用する場合は、下記の自己負担額をお支払い頂きます。

介護保険給付対象外サービス	内 容	利用料金
嗜好品	利用者の希望に基づいて、嗜好品の購入に係る費用。	要した費用の実費
理美容サービス料	(外部委託の為、理美容師から領収書が発行されます)	要した費用の実費 (カット: 1回1,800円程度)
特別な送迎	当施設の通常のサービス提供地域以外の方でご希望の方は、ご利用下さい。	サービス提供実施地域を越えた地点より1kmあたり15円算定されます。 (芸西村、安芸市、香南市、香美市、南国市以外)
日常生活費	利用者が日常生活において通常必要となるものに係る費用。 (通常使用されるオムツ代は除く)	要した費用の実費
クラブ活動 レクリエーション	ご希望により、クラブ活動やレクリエーションにご参加いただけます。 クラブ活動 料理・生け花 折り紙・(塗り絵・ちぎり絵)等	クラブ活動での材料費や施設外行事での入園料などは、実費負担となります。

※上記の介護保険外サービス費用については、その都度お支払いをしていただきます。

5. 利用料金の支払い方法

前記(2)(3)の料金・費用は、毎月10日前後に前月分を請求しますので、当月25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 窓口で現金払い 月曜日～金曜日(1/1～1/3を除く) 8:30～12:00 14:00～17:30
- ② 銀行振込 四国銀行 山田支店 普通預金0587935
社会福祉法人 土佐香美福祉会 理事長 楠目 隆
- ③ 口座引落 ご指定の預金口座から当月26日に引き落とし

- ・保険料の滞納などにより、市町村から保険給付が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。
- サービス提供証明書を後日当該市町村の窓口に出すと、保険給付額(9割)の払い戻しを受けることができます。

6. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。**連絡先 相談課：(電話) 0887-32-2110**
- (2) 利用者のご都合で、サービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけ**サービス利用開始日前日の正午まで**にご連絡下さい。サービス利用開始日前日の正午以降のキャンセルになった場合には、食事やおやつ[※]の料金についてはご相談の上、いただく場合がありますので、ご了承下さい。
ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

7. 営業日及び予約の方法

営業日	年中無休
予約日	月曜日～金曜日（8：30～17：30）
予約の方法	施設へご連絡されるか、ご利用される居宅介護支援事業所にご相談下さい。

8. 短期入所生活介護事業所の目的

利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に自宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、社会福祉法人土佐香美福祉会特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営管理に必要な事項を定め、居室においてユニット型指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

9. 短期入所生活介護事業所の運営方針

事業所は、一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (1) 個人の有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、またその家族の介護負担の軽減を行い、その者が居宅での生活が継続できるように支援する。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってユニット型指定短期入所生活介護の提供に努める。
- (3) 事業所は、明るく家庭的な雰囲気[※]を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療・福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者が継続的に必要なサービスが利用できるよう支援に努める。

10. 介護予防短期入所生活介護事業所の目的

社会福祉法人土佐香美福祉会特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘がユニット型指定介護予防サービスに該当するユニット型介護予防短期入所生活介護事業に必要な運営規程を定め、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

11. 介護予防短期入所生活介護事業所の運営方針

事業所は、一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (1) 個人の有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、又その家族の介護負担の軽減を行い、その者が居宅での生活が継続できるように支援する。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に努める。
- (3) 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療・福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者が継続的に必要なサービスが利用できるよう支援に努める。

<年間行事計画予定>

4月	花見	10月	外出行事・芸西小学校運動会訪問 運動会
5月	端午の節句・感謝祭	11月	外出行事
6月	外出行事	12月	忘年会・クリスマス会・餅つき大会
7月	流しソーメン・七夕	1月	初詣
8月	外出行事・花火大会・よさこい踊り	2月	節分
9月	外出行事・敬老会・家族会・懇親会	3月	ひな祭り・家族会・懇親会
		毎月	お誕生日会（ユニット別）

※上記の行事以外に、地域のボランティアの方による交流会の開催や入居者及びご家族の方の意向に沿った行事が行えるように努めます。

1 2. 協力医療機関

芸西病院	所在地	安芸郡芸西村和食甲 4 2 6 8
	連絡先	電話 0 8 8 7 - 3 3 - 3 8 3 3
	診療科	内科、精神科、神経科
森澤病院	所在地	安芸市本町 2 - 1 3 - 3 2
	連絡先	電話 0 8 8 7 - 3 4 - 1 1 5 5
	診療科	内科、外科、胃腸科、循環器科、脳外科、整形外科、皮膚科
野市中央病院	所在地	香南市野市町東野 5 5 5 - 1 8
	連絡先	電話 0 8 8 7 - 5 5 - 1 1 0 1
	診療科	内科、循環器科、胃腸科、放射線科、耳鼻科、眼科、皮膚科 外科等
高知県立 あき総合病院	所在地	安芸市宝永町 3 - 3 3
	連絡先	電話 0 8 8 7 - 3 4 - 3 1 1 1
	診療科	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、血液内科、外科、 胸部・心臓血管外科、形成外科、整形外科、リハビリテーショ ン科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、眼科、精 神科、神経内科、救急科、緩和ケア外来

1 3. 協力歯科医療機関

芸西歯科診療所	所在地	安芸郡芸西村和食甲 1 2 9 0
	連絡先	電話 0 8 8 7 - 3 3 - 4 2 0 5
	診療科	歯科

14. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口 (相談・苦情受付者)	電話番号	0887-32-2110
	FAX番号	0887-32-2116
	受付担当者	生活相談員 介護支援専門員
	対応時間	月～日曜日 8:30～17:30
相談・苦情解決者	管理者（施設長）	
第3者委員	芸西村民生委員児童委員（月1回定期訪問）	

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

芸西村健康福祉課 住民福祉係	所在地	高知県安芸郡芸西村和食甲1262
	電話番号	0887-33-2111
	FAX番号	0887-33-4035
	対応時間	8:30～17:15
安芸市役所市民課 介護保険係	所在地	高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40
	電話番号	0887-35-1003
	FAX番号	0887-35-1555
	対応時間	8:30～17:15
香南市役所高齢者介護課 介護保険係	所在地	高知県香南市野市町西野2706
	電話番号	0887-57-8510
	FAX番号	0887-56-0576
	対応時間	8:30～17:15
高知県国民健康保険 団体連合会	所在地	高知県高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410 ・ 8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	9:00～12:00 13:00～16:00

※その他、各市町村の介護保険担当課でも受付が出来ます。

15. 事故発生及び再発防止の対応について

- (1) 当施設では、利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者家族に対し連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際して実施した処置を記録します。
- (2) サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を補償します。(ただし、事業所は自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。)
- (3) 事故発生の防止のための指針を整備するとともに、当該事実が報告された場合は、迅速に事故検討会を開催し、その分析を通じた改善策を職員全員に周知徹底する体制を整備します。

16. 非常災害対策について

- (1) 当施設は、利用者の安全を第一とし、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的(年3回以上)に避難、救出その他必要な訓練を行い、地域住民との連携に努めていきます。
- (2) 非常災害時等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員へ周知徹底を行います。
- (3) 当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、研修の実施及び訓練(シミュレーション)を行います。

17. 身体拘束等について

- (1) 当施設では、身体拘束は行いません。ただし、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、利用者本人又は代理人に事情を十分説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行います。
- (2) 身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努めます。
- (3) 当施設では、身体的拘束等適正化のために、身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、3ヶ月に1回の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。また、新人研修及び定期的(年2回以上)に研修を実施します。
- (4) 身体的拘束等適正化検討の対応のための担当者と責任者を設置します。

18. 虐待の防止について

- (1) 当施設は、虐待の発生または、再発の防止に向けて虐待防止対策検討委員会を設置し、3ヶ月に1回委員会を開催します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、全職員に対する虐待防止対策等の研修を定期的(年2回)に実施するとともに、新任職員に対しては随時研修を実施します。また、担当者を設置します。

19. 衛生管理について

- (1) 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、感染対策委員会を設置し3ヵ月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。また、感染症及び食中毒のまん延防止のために、新人研修及び定期的（年2回以上）に研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。
- (2) 感染症及び食中毒の発生が疑われる際には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所、市町村における関係機関との連携を図り適切な措置を行います。また、施設内及び関係機関との連携が図れるように、連絡体制を整備し迅速な対応を行います。
- (3) 当施設では、感染症及び食中毒が疑われる状況や発生した場合は、医師（嘱託医）または感染対策委員会の判断により、ご家族等のご面会を制限させていただく場合があります。

20. 緊急時の対応について

- (1) 当施設では、利用者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。
- (2) 当施設では、利用者の病状の急変及びその他緊急の事態が生じた場合には、代理人及び緊急連絡先への連絡を行います。

21. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30~17:00 来訪者は、必ずその都度、管理棟受付に声を掛け、面会簿へ記載をお願いします。
食品の持ち込み	原則的には自由ですが、毎食時に、食事量のチェック等を行っておりますので食品の持ち込みの際は、必ず従業者に声を掛けて下さい。
外出・外泊	外出・外泊される場合には、事前に申し出下さい。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご使用下さい。 これに反したご使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
迷惑行為	騒音、暴力行為、飲酒行為等により他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	小口現金（お小遣い）については、その都度必要に応じて家族から持参していただきます。 有料管理者については、開始にあたって「貴重品預かり証」を発行し、現況報告をいたします。契約終了時には預かり金品の引き渡し、「貴重品受領証」を提出していただきます。
所持品の持ち込み	ご利用される方が快適に日常生活を送る上で、必要な物は持ち込みをさせていただきます。但し、居室スペースに設置が困難な物やペットの連れ込み、自己管理の困難な方の火気類及び刃物類等の持ち込みの際は、ご相談下さい。
宗教・政治	原則的には自由ですが、他人に迷惑を及ぼすような宗教・政治活動及び勧誘はご遠慮下さい。
家族宿泊について	宿泊料金は、一泊 1,500円となっております。 ※看取り期の入居者の家族宿泊を優先とさせていただきます。

2.2. 個人情報に関する基本方針

- イ. 社会福祉法人 土佐香美福祉会（以下、「法人」という）は、利用者又はその家族等（以下、「利用者等」という）の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えております。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、利用者等の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解した上で、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、利用者等が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、相談 窓口（相談課：電話0887-32-2110）までお問い合わせください。

(4) 苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

ロ. 特定個人情報（マイナンバー制度）について

個人番号の取扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管制限・廃棄など厳格なルールが決められているため、厚生労働省に定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」及び法人定める「特定個人情報保護規定」を遵守して、適正に取扱うものとします。

2 3. 個人情報の利用目的

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が入居者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退居等の管理、会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者等の介護

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者等に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者等の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等
 - ・施設発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示等
 - ・居室の表札の掲示
 - ・面会の為の所在確認の電話及び窓口対応

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関・評価機関等への情報提供

2 4. 個人情報の使用に係る同意事項

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者等とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

2 5. 提供するサービスの第三者評価は受審していません。